

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 2 条 省略）</p> <p>第 3 条 （定義）</p> <p>1 本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。</p> <p>（(1)～(4) 省略）</p> <p>(5) 「預託証拠金」とは、本取引を行うために、お客様が当社に預託する担保としての金銭及び第 14 条に定める代用有価証券評価額の合計額をいいます。</p> <p><u>(6) 「代用有価証券」とは、本取引を行うにあたり当社に差し入れる現金（円貨。以下、本約款において同じ。）に代えて、証拠金として使用する有価証券をいいます。</u></p> <p>(7) 「預託証拠金残高」とは、<u>現金の</u>預託証拠金に既決済損益を加算減算したものをいいます。</p> <p style="padding-left: 2em;">預託証拠金残高＝前日<u>の</u>預託証拠金残高＋当日決済損益＋当日入金額－当日出金額</p> <p><u>(8) 「代用証券評価額」とは、差し入れた代用有価証券の前国内株式営業日の時価（終値）に当社所定の掛目を乗じた価格をいいます。</u></p> <p>(9) 「ポジション必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 2 条 省略）</p> <p>第 3 条 （定義）</p> <p>1 本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。</p> <p>（(1)～(4) 省略）</p> <p>(5) 「預託証拠金」とは、本取引を行うために、お客様が当社に預託する担保としての金銭及をいいます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益を加算減算した<u>預託証拠金</u>をいいます。</p> <p style="padding-left: 2em;">預託証拠金残高＝前日預託証拠金残高＋当日決済損益＋当日入金額－当日出金額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 「ポジション必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。</p>

<p>(10) 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価した際に発生している未決済の損益をいいます。 _</p> <p>(11) (内容省略)</p> <p>(12) (内容省略)</p> <p>(13) (内容省略)</p> <p>(14) 「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済スワップ金額を加算したのから出金予約額を減じたものとなります。 純資産額＝預託証拠金＋約定評価損益－出金予約額</p> <p>(15) (内容省略)</p> <p>(16) 「出金可能額」とは、現在時点において、現金の出金の依頼をすることができる金額のことをいいます。</p> <p>(17) 「出金予約額」とは、お客様より現金の出金依頼を受け未処理の金額をいいます。</p> <p>(18) 「代用引出可能額」とは、現在時点において、代用有価証券を「DMM株」へ振替依頼ができる金額のことをいいます。</p> <p>(19) 「代用引出予約額」とは、お客様より振替依頼を受け、未だ「DMM株」への振替が完了していない金額をいいます。</p> <p>(20) (内容省略)</p> <p>(21) (内容省略)</p> <p>(22) (内容省略)</p> <p>(23) (内容省略)</p> <p>(第4条 省略)</p>	<p>(8) 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。</p> <p>(9) (内容省略)</p> <p>(10) (内容省略)</p> <p>(11) (内容省略)</p> <p>(12) 「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済スワップ金額を加算したのから出金予約額を減じたものとなります。 純資産額＝預託証拠金残高＋約定評価損益－出金予約額</p> <p>(13) (内容省略)</p> <p>(14) 「出金可能額」とは、現在時点において、出金の依頼をすることができる金額のことをいいます。</p> <p>(15) 「出金予約額」とは、お客様より現金(円貨)の出金依頼を受け未処理の金額をいいます。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(17) (内容省略)</p> <p>(18) (内容省略)</p> <p>(19) (内容省略)</p> <p>(20) (内容省略)</p> <p>(第4条 省略)</p>
---	--

<p>第5条 （口座の開設）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社が定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」とい<u>います。</u>）の開設の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>（第6条 省略）</p> <p>第7条 （禁止事項）</p> <p>1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>(1)その方法を問わず、当社がサーバー上で提供する取引システム（ソフトウェアを含み、以下、「本取引システム」とい<u>います。</u>）を改変する行為</p> <p>(2)FX取引を自動で行うソフトウェア又はシステム等（以下、「自動売買ソフト等」とい<u>います。</u>）、本取引システム以外のツール等を使用した取引、その疑いのある行為、若しくは本取引システムを改変したシステムまたは自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>第5条 （口座の開設）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社が定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」とい<u>う。</u>）の開設の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>（第6条 省略）</p> <p>第7条 （禁止事項）</p> <p>1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>(1)その方法を問わず、当社がサーバー上で提供する取引システム（ソフトウェアを含み、以下「本取引システム」とい<u>う。</u>）を改変する行為</p> <p>(2)FX取引を自動で行うソフトウェア又はシステム等（以下、「自動売買ソフト等」とい<u>う。</u>）、本取引システム以外のツール等を使用した取引、その疑いのある行為、若しくは本取引システムを改変したシステムまたは自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為</p> <p>（以下、省略）</p>
--	--

<p>(第8条～第10条 省略)</p> <p>第11条 (追加証拠金、マージンカット) (第1項～第3項 省略)</p> <p>4 お客様が追加証拠金額<b>以上の現金若しくは当社の定める代用有価証券</b>を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引口座への金額の反映が間に合わず、マージンカットにより反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 (第5項 省略)</p> <p>6 本条で定める証拠金維持率判定時刻、比率、追加証拠金の入金等の方法、期日、<b>強制決済時刻</b>等は、当社の判断によって変更することができるものとします。</p> <p>第12条 (ロスカット) (第1項～第2項 省略)</p> <p>3 お客様が新たに<b>現金及び当社の定める代用有価証券</b>を当社に差し入れた場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 (第4項～第6項 省略)</p>	<p>(第8条～第10条 省略)</p> <p>第11条 (追加証拠金、マージンカット) (第1項～第3項 省略)</p> <p>4 お客様が追加証拠金額を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引口座への金額の反映が間に合わず、マージンカットにより反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 (第5項 省略)</p> <p>6 本条で定める<b>当社が定める</b>証拠金維持率判定時刻、比率、追加証拠金の入金等の方法、期日等は、当社の判断によって変更することができるものとします。</p> <p>第12条 (ロスカット) (第1項～第2項 省略)</p> <p>3 お客様が新たに<b>預託証拠金</b>を当社に差し入れた場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 (第4項～第6項 省略)</p>
--	--

<p><u>7 証拠金維持率が当社の定める基準に達した場合、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります、当社の定める当該基準から大きく乖離した価格で約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>第 13 条（預託証拠金）</p> <p>1 お客様は、本取引を開始する前に本取引により生じるお客様の債務を担保するため、当社に証拠金を預託するものとします。証拠金の預託は現金及び当社の定める代用有価証券により行うものとします。</p> <p>2 お客様の預託証拠金のうち、現金の返還依頼は当社所定の方法で行うものとし、平日 15 時以降に受付けたご依頼については翌銀行営業日に返還請求を受けたものとして取り扱います。</p> <p><u>3 お客様の預託証拠金のうち、代用有価証券の振替依頼（入出庫）は当社所定の方法で行うものとし、受付時間は国内株式営業日の 07 時 00 分～15 時 30 分とします。</u></p> <p><u>4</u> 当社は、お客様から出金可能額及び代用引出可能額の範囲内で、全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則 3 営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします（代用有価証券の場合は、翌国内株式営業日）。ただし、代用有価証券の振替については、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が 1 単元の価格に満たない場合、若しくは 1 単元に満た</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第 13 条（預託証拠金）</p> <p>1 お客様は、本取引を開始する前に本取引により生じるお客様の債務を担保するため、当社に証拠金を預託するものとします。<u>預託証拠金の預託は全額現金（円貨）により行うものとし、有価証券等による預託は受け入れないものとします。</u></p> <p>2 お客様からの預託証拠金のうち現金（円貨）の返還依頼は当社所定の方法で行うものとします。平日 15 時以降に受付けたご依頼については翌銀行営業日に返還請求を受けたものとして取り扱います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 当社は、お客様から出金可能額及び代用引出可能額の範囲内で、全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則 3 営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします。</p>
---	---

<p><u>ない部分については、当該代用有価証券の振替はできません（DMM FX 口座で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く）。</u></p> <p><u>5</u>（内容省略）</p> <p><u>6</u>（内容省略）</p> <p><u>7</u>（内容省略）</p> <p><u>8</u> 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭<u>及び代用有価証券</u>をもって当該債務の充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。</p> <p><u>9</u>（内容省略）</p> <p><u>10</u>（内容省略）</p> <p><u>第 14 条（代用有価証券）</u></p> <p><u>1 証拠金として、現金に代えて代用有価証券を差し入れる場合には、当社にて本取引口座と同一名義人による「DMM 株」口座の開設が必要です。</u></p> <p><u>2 本取引に利用できる代用有価証券は、日本国内の市場に上場されている国内株式、投資信託等（ETF、REIT をいいます）、投資証券（ETN をいいます）とします。ただし、NISA 口座及びジュニア NISA 口座で保有している有価証券は除きます。</u></p>	<p><u>4</u>（内容省略）</p> <p><u>5</u>（内容省略）</p> <p><u>6</u>（内容省略）</p> <p><u>7</u> 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。</p> <p><u>8</u>（内容省略）</p> <p><u>9</u>（内容省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
--	--

<p><u>3 代用有価証券の評価額については、前国内株式営業日の時価（終値）に70%を乗じた額、その他当社が定める割合（掛目）を乗じた額とします。</u></p> <p><u>4 前二項に定める代用有価証券として取り扱うことができる銘柄及び掛目については、金融市場の動向等による金融商品取引所の決定や、当社の判断により変更できるものとし、お客様はこれに了承するものとし、ただし、代用有価証券として取り扱う銘柄の変更及び掛目の変更については、当社ホームページへの記載その他の方法によりお客様に通知するものとし、原則として、当該通知した日から起算して4営業日目の日から適用します（上場廃止等特別な事情がある場合等には即日変更することがあります）。</u></p> <p><u>5 お客様は、当社にお預けの代用有価証券を前条の預託証拠金として、お客様の指示により差し入れるものとし、</u></p> <p><u>6 本取引口座に預託証拠金として差し出している代用有価証券を売却した際の売却代金は、約定日から起算して3国内株式営業日目に受渡しされ、手数料及び譲渡益税徴収相当額（特定口座で源泉徴収ありの場合）を差し引いた金額が本取引口座の預託証拠金残高に自動的に振り替えられます。</u></p>	
<p>第15条（入金及び代用有価証券の振替（入庫）について）</p> <p>1 本取引を行うにあたり、お客様は、本取引口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本取引口座に入金処理するものとし、ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務</p>	<p>第14条（入金について）</p> <p>1 本取引を行うにあたり、お客様は、本取引口座に振込送金する方法により<u>預託</u>証拠金の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本取引口座に入金処理するものとし、ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関</p>

<p>処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 (内容省略)</p> <p>3 お客様は、ご本人名義の金融機関から本取引口座へ証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本取引口座名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 (内容省略)</p> <p>5 (内容省略)</p> <p><b>6 代用有価証券の振替（入庫）はお客様ご自身で行うものとし、振替指示を行った翌国内株式営業日の07時00分（夏時間は06時00分）に預託証拠金として反映されます。</b></p> <p>第16条（出金及び代用有価証券の振替（出庫）について）</p> <p>1 お客様は、パソコン用本取引システム及びスマートフォン用本取引システムより依頼する方法により預託証拠金残高の出金予約を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの出金予約を確認した後に出金処理するものとします。ただし、当社での出金処理が完了しても、金融機関の事務処理の都合上、出金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 (内容省略)</p> <p>3 (内容省略)</p>	<p>の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 (内容省略)</p> <p>3 お客様は、ご本人名義の金融機関から本取引口座へ<u>預託</u>証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本取引口座名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 (内容省略)</p> <p>5 (内容省略)</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p>第15条（出金について）</p> <p>1 お客様は、パソコン用本取引システム及びスマートフォン用本取引システムより依頼する方法により預託証拠金の出金予約を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの出金予約を確認した後に出金処理するものとします。ただし、当社での出金処理が完了しても、金融機関の事務処理の都合上、出金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 (内容省略)</p> <p>3 (内容省略)</p>
--	---

<p><b>4 代用有価証券の振替（出庫）はおお客様ご自身で行うものとし、振替指示を当社が受け付けた時点で、預託証拠金から代用有価証券評価額が控除されます。</b></p> <p>（第 <b>17</b> 条～第 <b>19</b> 条 省略）</p> <p>第 <b>20</b> 条 （支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）</p> <p>1 おお客様が第 <b>19</b> 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、おお客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、おお客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。</p> <p>2 （内容省略）</p> <p>3 おお客様が第 <b>19</b> 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、おお客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 <b>21</b> 条 （差引計算）</p> <p>1 （内容省略）</p> <p>2 第 <b>19</b> 条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、おお客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。</p>	<p><b>(新設)</b></p> <p>（第 <b>16</b> 条～第 <b>18</b> 条 省略）</p> <p>第 <b>19</b> 条 （支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）</p> <p>1 おお客様が第 <b>18</b> 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、おお客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、おお客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。</p> <p>2 （内容省略）</p> <p>3 おお客様が第 <b>18</b> 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、おお客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 <b>20</b> 条 （差引計算）</p> <p>1 （内容省略）</p> <p>2 第 <b>18</b> 条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、おお客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。</p>
--	--

<p>(以下、省略)</p> <p>(第 <u>22</u> 条～第 <u>25</u> 条 省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 (電子交付) (第 1 項 (1) 省略)</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。</p> <p>イ) 契約締結前交付書面等 (店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)、店頭外国為替証拠金 (DMM FX) 約款)</p> <p>ロ) 取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書 (日次)</p> <p>ハ) 取引残高報告書 (月次)</p> <p>ニ) 四半期報告書</p> <p>ホ) 期間損益報告書</p> <p><u>ヘ) 証拠金受領通知書 (代用有価証券)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 (報告)</p> <p>1 お客様は、第 <u>19</u> 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をします。</p> <p>(第 <u>28</u> 条～第 <u>31</u> 条 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(第 <u>21</u> 条～第 <u>24</u> 条 省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 (電子交付) (第 1 項 (1) 省略)</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することができるものとします。</p> <p>イ) 契約締結前交付書面等 (店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)、店頭外国為替証拠金 (DMM FX) 約款)</p> <p>ロ) 取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書 (日次)</p> <p>ハ) 取引残高報告書 (月次)</p> <p>ニ) 四半期報告書</p> <p>ホ) 期間損益報告書</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 (報告)</p> <p>1 お客様は、第 <u>18</u> 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をします。</p> <p>(第 <u>27</u> 条～第 <u>30</u> 条 省略)</p>
---	---

<p>第 <b>32</b> 条（免責事項）</p> <p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社 <u>ホームページ</u> への情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>((1) ～ (10) まで省略)</p> <p>(11) マージンカット <u>又は</u> ロスカットによる建玉 <u>及び代用有価証券</u> の処分により生じた損害及び損失</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(以下、条数繰り下げ。内容省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年3月6日 改訂</u></p>	<p>第 <b>31</b> 条（免責事項）</p> <p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社 <u>ウェブサイト</u> への情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>((1) ～ (10) まで省略)</p> <p>(11) マージンカット <u>または</u> ロスカットによる建玉の処分により生じた損害及び損失</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(以下、条数繰り下げ。内容省略)</p>
---	---